【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長 殿【提出日】平成22年7月2日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男

連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【届出の対象とした募集内 公社債投信(8月号)

国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 継続申込期間(平成22年7月21日から平成22年8月19日まで)

国投資信託受益証券の金 5,000億円を上限とします。

額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

公社債投信(8月号)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

# (4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり申込期間最終日(決算日)の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

#### (5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料はありません。

#### (6) 【申込単位】

「分配金支払いコース」をご利用の場合には、1万円以上1万円単位または1万口以上1万口単位として販

売会社が定める単位とします。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位として販売会社が定める単位とします。

「財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位とします。

申込単位は、上記以外の場合もあります。くわしくは、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

#### (7) 【申込期間】

平成22年7月21日から平成22年8月19日まで(継続申込期間)

#### (8) 【申込取扱場所】

委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

# (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、 取得申込金額を販売会社に支払うものとします。

販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日(各決算日の翌営業日)に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

#### (10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込金額を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドの受益権の取得は、年1回に限定されております。

- イ.1年ごとの決算日の翌営業日に限り、追加設定を行ないます。
- 口.受益権の取得の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の利用が可能です (ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。)。

財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄は、勤労者を対象とし、給与からの天引きによる積立貯蓄です。なお、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の場合には、収益分配金は自動的に再投資されます。

少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の利用が可能です(ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。)。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

# 第二部 【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型 投信	追加型投信
商品分類	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益 の源泉)	債券
	投資対象資産	資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(債券)))
属性区分	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

#### (注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

### (注2)属性区分の定義

- ・「資産複合」…目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

# 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。

国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

### ファンドの仕組み

#### 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資家のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド (当ファン ド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで 行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



# 当ファンドのお買付けは、年1回に限定されています。

- ●お買付けの申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加 設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- ●ご換金は、原則としていつでもお申込みできます。

# 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- ●財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課 税制度(マル優制度)を利用した場合には、一人につき元金350万円(すでに利用してい る場合には、その金額を差引いた額)まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、 所得税および地方税はかかりません。
- (注1) 少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、平成18年以降、障害者等に該当する方のみを対象とす る制度に変更されています。
- (注2) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、販売会社によっては、 利用できない場合があります。



毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を 超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

※元本総額とは、元本の額(1万口当たり1万円)の合計額をいいます。

# (2) 【ファンドの沿革】

# (3) 【ファンドの仕組み】

受益者		お申込者				
	収益分配金(注)、償	還金など お申込金(3)				
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約( 1)に基づき、次の業務を行ないま す。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払 いに関する事務 など				
1	収益分配金、償還金	金など お申込金( 3)				
委託会社	大和証券投資信託 委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)( 2)の委託者であり、 次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など				
運用指図 2		損益 信託金(3)				
受託会社	中央三井アセット 信託銀行株式会社 再信託受託会社: 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社	信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分信託財産の計算など				
投資対象	本邦通貨表示の公社債 など (ファミリーファンド方式で運用します。)					

- (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
  - 1 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する 事務の内容等が規定されています。
  - 2 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
  - 3 販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(平成22年4月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業

の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契

約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみな

される。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

#### ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

#### 2 【投資方針】

# (1) 【投資方針】

#### 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の 受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

#### (2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって 当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに 限ります。)
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
- 7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 9. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

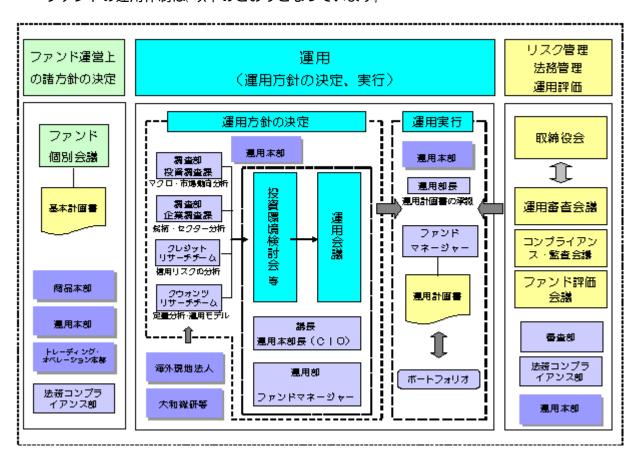
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ.運用本部長(СІО)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.運用副本部長(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

八.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィード バックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価する とともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、 必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議 において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20~30名程度です。

#### 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成22年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額(元本の額(1万口当たり1万円)の合計額をいいます。)を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

#### (5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 口.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通 貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を

次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

# スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元 本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図 をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を口.に定める範囲 内で貸付けることの指図をすることができます。
- 口.前イ.の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ハ.前口.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 二.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

現金担保付債券貸借取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることが できます。
- ロ.前イ.の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- 八.信託財産の一部解約等の事由により、前口.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた 公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二.前イ.の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の 売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償

還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ハ.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

# <参考>マザーファンド(公社債投信マザーファンド)の概要

#### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

#### (2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって 当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに 限ります。)
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
- 7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

#### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

# その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

# (2) 換金性が制限される場合

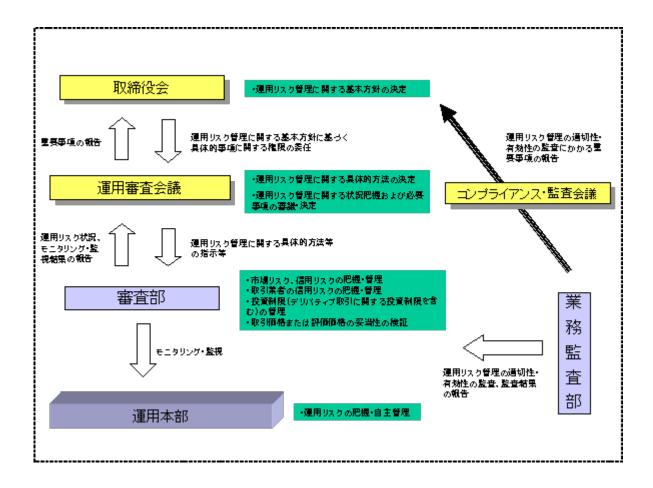
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

#### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### (4) リスク管理体制



#### 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

### (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

- 1.受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円(税抜25円)
- 2.受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円(税抜100円)
- 3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口に つき26.25円(税抜25円)

4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円(税抜100円)以内(実際に適用する金額は、1万口につき2.1円(税抜2円)とします。)

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき(委託会社に申出た場合に限ります。)は、手数料を徴収しないことができます。

換金手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

信託財産留保額

ありません。

#### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、1.の額に2.の額を加算した額以内の額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

- 1.計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額(元本の額(1万口当たり1万円とします。以下同じ。)の合計額をいいます。)に年0.5%の率を乗じて得た額以内の額(以下「基準報酬」といいます。)。なお、平成22年8月の決算日の翌日以降の基準報酬は、元本総額に年0.02%の率を乗じて得た額とします。
- 2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額(以下「実績報酬」といいます。)。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額(一部解約の場合は当該受益権の元本額)に対して年0.207%の率を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、原則として、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の27.6%	総額の65.4%	総額の7%
実績報酬	総額の30%	総額の70%	0

前の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への配分には、当該配分に対する消費税等に相当する金額が含まれています。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、 信託財産において現金担保付債券貸借取引の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信 託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の 負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費 税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管 する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( )「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は公社債投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

< 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄について >

当ファンドでは、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利用が可能です(ただし、販売会社によっては、 ご利用になれない場合があります。)。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合、元金550万円 までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

#### <マル優制度について>

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の利用が可能です(ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。)。少額貯蓄非課税制度(マル優制度)を利用した場合、一人につき元金350万円(すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額)までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### <注>個別元本について

原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額(平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1万円)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

- ( )上記は、平成22年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( )課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 5 【運用状況】

# (1) 【投資状況】(平成22年4月30日現在)

# 投資状況

	投資資産の種類	時価 (円)	投資比率(%)
地方債証券		237,758,274	1.10
	内 日本	237,758,274	1.10
特殊債券		5,196,087,884	24.13
	内 日本	5,196,087,884	24.13
社債券		4,316,916,718	20.05
	内 日本	4,316,916,718	20.05
親投資信託	任受益証券	12,184,000,580	56.59
内 日本		12,184,000,580	56.59
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		404,307,359	1.88
純資産総額	Į.	21,530,456,097	100.00

# (参考)公社債投信マザーファンド

# 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	3,336,300,000	2.09
内 日本	3,336,300,000	2.09
地方債証券	17,607,041,692	11.03
内 日本	17,607,041,692	11.03
特殊債券	50,776,566,911	31.80
内 日本	50,776,566,911	31.80
社債券	77,950,280,861	48.82
内 日本	77,950,280,861	48.82
その他有価証券	9,995,250,640	6.26
内 日本	9,995,250,640	6.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,107,715	0.00
純資産総額	159,668,547,819	100.00

<sup>(</sup>注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

# (2) 【投資資産】(平成22年4月30日現在)

# 【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	公社債投信マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	11,782,226,652	1.02983 12,133,715,484	1.0341 12,184,000,580	-	56.59%

<sup>(</sup>注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

大和証券投資信託委託株式会社(E06/48) 有価証券届出書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

						有恤 計	券届出書 ( 内国	国投負信託:
2	2 日本たばこ産業	日本	社債券 -	900,000,000	100.21 901,953,864	100.21 901,953,864	1.340000 10/07/23	4.19%
3	97 住宅財形	日本	特殊債券 -	854,000,000	100.09 854,780,990	100.09 854,780,990	0.600000 10/09/29	3.97%
4	6 6 東京三菱銀行	日本	社債券 -	700,000,000	100.08 700,611,358	100.08 700,611,358	0.860000 10/07/27	3.25%
5	188 しんきん中金	日本	特殊債券	700,000,000	100.01 700,092,327	100.01 700,092,327	0.550000 10/07/27	3.25%
6	い678 みずほコーポ	日本	特殊債券	600,000,000	100.43 602,586,249	100.43 602,586,249	0.900000 11/01/27	2.80%
7	い672 みずほコーポ	日本	特殊債券 -	600,000,000	100.01 600,079,177	100.01 600,079,177	0.550000 10/07/27	2.79%
8	190 しんきん中金	日本	特殊債券	520,000,000	100.09 520,489,122	100.09 520,489,122	0.650000 10/09/27	2.42%
9	25 日本政策投資B	日本	特殊債券	500,000,000	101.62 508,140,000	101.64 508,220,500	1.410000 11/09/20	2.36%
10	19 東京三菱銀行	日本	社債券 -	500,000,000	100.36 501,812,462	100.36 501,812,462	2.010000 10/07/27	2.33%
11	25 利付商工債	日本	特殊債券 -	500,000,000	100.00 500,000,000	100.00 500,000,000	0.390000 10/11/15	2.32%
12	2 みずほコーポレート	日本	社債券 -	400,000,000	101.89 407,564,000	101.70 406,822,400	1.720000 11/07/27	1.89%
13	9 ソニー	日本	社債券 -	400,000,000	100.60 402,416,324	100.60 402,416,324	2.040000 10/09/13	1.87%
14	3 ブリヂストン	日本	社債券 -	400,000,000	100.00 400,006,402	100.00 400,006,402	0.590000 10/05/07	1.86%
15	202 信金中金	日本	特殊債券 -	300,000,000	101.70 305,109,000	101.55 304,660,800	1.400000 11/09/27	1.42%
16	6 ホンダフアイナンス	日本	社債券 -	300,000,000	99.99 299,970,756	99.99 299,970,756	0.660000 10/06/18	1.39%
17	2 2 大阪府 5 年	日本	地方債証券 -	234,000,000	101.95 238,574,700	101.60 237,758,274	1.600000 11/07/28	1.10%
18	2 0 1 信金中金	日本	特殊債券 -	200,000,000	101.99 203,988,000	101.72 203,441,000	1.600000 11/08/26	0.94%
19	99 三菱東京UFJBK	( 日本	社債券 -	200,000,000	101.23 202,464,000	101.00 202,014,800	1.130000 11/07/15	0.94%
20	い668 利付商工債	日本	特殊債券	200,000,000	100.46 200,936,294	100.46 200,936,294	0.950000 11/01/27	0.93%
21	い677 みずほコーポ	日本	特殊債券	200,000,000	100.40 200,801,425	100.40 200,801,425	0.950000 10/12/27	0.93%
22	18 シャープ	日本	社債券 -	200,000,000	100.03 200,060,392	100.03 200,060,392	0.620000 10/06/21	0.93%
23	10 静岡銀行	日本	社債券 -	200,000,000	99.97 199,946,660	99.97 199,946,660	0.540000 10/06/24	0.93%
24	19 三洋電機	日本	社債券 -	100,000,000	101.22 101,221,000	101.30 101,301,300	1.520000 11/08/26	0.47%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
地方債証券	1.10%
特殊債券	24.13%
社債券	20.05%
親投資信託受益証券	56.59%
合計	101.88%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(参考)公社債投信マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

1	. 土安茹州以明細		(	半位,口)			
	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	オリックス CP 20100531 日2	その他有価証 券 -	10,000,000,000	99.95 9,995,250,640	99.95 9,995,250,640	-	6.26%
2	96 利付商工債 日	特殊債券	8,000,000,000	100.46 8,037,451,295	100.46 8,037,451,295	0.950000 11/01/27	5.03%
3	Komatsu Finance America 日	社債券	7,000,000,000	100.11 7,008,182,400	100.11 7,008,182,400	0.682000 11/01/20	4.39%
4	2 6 利付商工債 日2	特殊債券	6,000,000,000	100.00 6,000,000,000	100.00 6,000,000,000	0.270000 11/02/15	3.76%
5	1 6 大阪府 5 年 日	地方債証券	5,300,000,000	100.00 5,300,000,000	100.00 5,300,000,000	0.500000 10/07/28	3.32%
6	13 トヨタフアイナンス 日:	社債券	4,700,000,000	99.98 4,699,211,864	99.98 4,699,211,864	0.590000 10/06/21	2.94%
7	1 3 大阪府公債 5 年 日	地方債証券	4,600,000,000	100.00 4,600,000,000	100.00 4,600,000,000	0.500000 10/07/23	2.88%
8	9 8 住宅財形 日:	特殊債券	4,243,000,000	100.28 4,255,146,852	100.28 4,255,146,852	0.800000 10/12/29	2.66%
9	25 利付商工債 日	特殊債券	4,000,000,000	100.00	100.00 4,000,000,000	0.390000 10/11/15	2.51%
10	2 2 5 利付国債 日2	国債証券	3,300,000,000	101.09 3,336,300,000	101.09 3,336,300,000	1.900000 10/12/20	2.09%
11	92 利付商工債 日	特殊債券	3,300,000,000	100.26 3,308,684,352	100.26 3,308,684,352	1.100000 10/09/27	2.07%
12	6 5 7 東京都公債 日2	地方債証券	3,000,000,000	103.31 3,099,360,000	103.31 3,099,360,000	3.550000 11/04/25	1.94%
13	191 しんきん中金 日	特殊債券	3,000,000,000	100.25 3,007,511,505	100.25 3,007,511,505	0.900000 10/10/27	1.88%
14	Komatsu Finance America 日	社債券	3,000,000,000	100.24 3,007,230,000	100.22 3,006,870,000	0.692000 11/07/21	1.88%
15	Hitachi Capital UK PLC 日	社債券 -	3,000,000,000	100.18 3,005,400,000	100.17 3,005,130,000	0.720000 11/05/26	1.88%
16	7 ホンダフアイナンス 日:	社債券 -	2,900,000,000	100.38 2,911,098,320	100.38 2,911,098,320	0.940000 10/12/20	1.82%
17	9 1 利付商工債 日	特殊債券	2,700,000,000	100.27 2,707,465,807	100.27 2,707,465,807	1.350000 10/08/27	1.70%
18	2 藤和不動産 日	社債券	2,700,000,000	100.17 2,704,821,037	100.17 2,704,821,037	2.290000 10/06/25	1.69%
	·		21/06				

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		9.技具"后武
19	2 5 日本政策投資 B 日本	特殊債券	2,500,000,000	101.62 2,540,700,000	101.64 2,541,102,500	1.410000 11/09/20	1.59%
20	1 みずほコーポレート 日本	社債券	2,500,000,000	101.22 2,530,641,071	101.22 2,530,641,071	1.570000 11/04/27	1.58%
21	AMERICAN HONDA FINANCE 日本	社債券	2,500,000,000	100.69 2,517,475,000	100.67 2,516,875,000	1.710000 11/08/24	1.58%
22	96 住宅財形 日本	特殊債券	2,300,000,000	100.00 2,300,000,000	100.00 2,300,000,000	0.500000 10/06/29	1.44%
23	2 4 トヨタフアイナンス 日本	社債券	2,200,000,000	100.77 2,217,001,600	100.77 2,217,001,600	1.220000 11/03/18	1.39%
24	2 1 新日本石油 日本	社債券	2,100,000,000	100.45 2,109,614,624	100.45 2,109,614,624	1.065000 10/12/24	1.32%
25		社債券	2,000,000,000	100.77 2,015,480,000	100.75 2,015,100,000	1.435000 12/02/22	1.26%
26	Hitachi Capital UK PLC 日本	社債券	2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	0.660000 10/10/18	1.25%
27	Sumitomo Corp Capital Europe Plc 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.00	100.00	0.910000 10/05/12	1.25%
28	Sumitomo Corp Capital Europe Plc 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.00	100.00	0.910000 10/05/12	1.25%
29	Sumitomo Corp Capital Europe Plc 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.00	100.00	0.910000 10/05/12	1.25%
30	Sumitomo Corp Capital Europe Plc 日本	社債券 -	2,000,000,000	100.00	100.00	0.910000 10/05/12	1.25%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

### 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	2.09%
地方債証券	11.03%
特殊債券	31.80%
社債券	48.82%
その他有価証券	6.26%
合計	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (昭和36年8月24日)	3,000,000,000	-	1.0000	-
第39計算期間末 (平成12年8月19日)	137,079,549,495	138,724,504,088	1.0000	1.0120
第40計算期間末 (平成13年8月19日)	98,822,673,683	100,008,545,767	1.0000	1.0120
第41計算期間末 (平成14年8月19日)	79,309,607,711	80,490,447,912	1.0000	1.0149
第42計算期間末 (平成15年8月19日)	61,722,459,027	61,839,176,137	1.0000	1.0019
第43計算期間末 (平成16年8月19日)	46,848,267,051	46,891,742,221	1.0000	1.0009
第44計算期間末 (平成17年8月19日)	36,579,017,672	36,612,926,404	1.0000	1.0009
第45計算期間末 (平成18年8月21日)	28,965,625,866	28,993,114,221	1.0000	1.0009
第46計算期間末 (平成19年8月20日)	25,867,853,848	25,996,339,462	1.0000	1.0050
第47計算期間末 (平成20年8月19日)	23,292,494,588	23,441,426,698	1.0000	1.0064
平成21年4月末日	22,848,841,953	-	1.0056	-
5月末日	22,630,510,361	-	1.0062	-
6月末日	22,260,946,914	-	1.0067	-
7月末日	22,014,740,512	-	1.0072	-
第48計算期間末 (平成21年8月19日)	21,707,887,324	21,849,249,049	1.0000	1.0065
8月末日	22,878,877,446	-	1.0003	-
9月末日	22,665,398,500	-	1.0010	-
10月末日	22,540,676,365	-	1.0015	-
11月末日	22,387,778,734		1.0021	- 1 -
12月末日	22,243,594,460	-	1.0026	-
平成22年1月末日	22,119,461,016	-	1.0029	-
2月末日	21,948,194,286	-	1.0033	-
3月末日	21,717,985,542	-	1.0037	-
4月末日	21,530,456,097	-	1.0041	-

# 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第39計算期間	0.012000
第40計算期間	0.012000
第41計算期間	0.014889
第42計算期間	0.001891
第43計算期間	0.000928
第44計算期間	0.000927

第45計算期間	0.000949
第46計算期間	0.004967
第47計算期間	0.006394
第48計算期間	0.006512

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第39計算期間	1.2
第40計算期間	1.2
第41計算期間	1.5
第42計算期間	0.2
第43計算期間	0.1
第44計算期間	0.1
第45計算期間	0.1
第46計算期間	0.5
第47計算期間	0.6
第48計算期間	0.7



### (参考情報)



#### ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 基準価額・純資産の推移 2000年5月1日~2010年4月30日 11,000 4,000 10.041円 基準価額 純資産総額(右軸) 基準価額(左軸) 純資産総額 215億円 10,500 3,000 基準価額 資 基準価額の騰落率 産 期間 ファンド 10,000 2,000 Ê 額 1カ月 0.0% 億 3カ月 0.1% F 6カ月 0.3% 9,500 1,000 1年間 0.5% 3年間 1.8% 5年間 2.3% ※上記の「基準価額の機落率」とは、 9,000 「分配金再投資基準価額」の機落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引 前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなし 2000/05 2002/04 2004/04 2006/04 2008/04 2010/04

#### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額· 65.12円 15字李公配全会针额: 25 501 11円

決算期	第 37 期	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第 47 期	第 48 期
	98年8月	99年8月	00年8月	01年8月	02年8月	03年8月	04年8月	05年8月	06年8月	07年8月	08年8月	09年8月
分配金					148.89円							

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 主要な資産の状況

て計算しています。

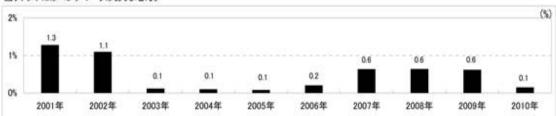
※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成			格付別	引構成	T.	組入上位10銘柄			
模類	比率	債券	比率	短期全融資度	比率	組入銘柄	資産	償還日(期日)	比率
国債証券	1.2%	AAA	9.2%	A-1	3.5%	2 日本たばこ産業	債券	2010/07/23	4.25
地方債証券	7.4%	AA	37.5%	A-2	-	25 利付商工債	債券	2010/11/15	3.7%
特殊債証券	10.8%	A	43.7%	A-3	-	オリックス	CP	2010/05/31	3.5%
金融債券	30.8%	BBB	-	B以下	-	66 東京三菱銀行	債券	2010/07/27	3.3%
普通社債券等	48.3%	BB以下	-	無格付	-	188 しんきん中金	債券	2010/07/27	3.3%
CP	3.5%	無格付	6.1%			い678 みずほコーボ	債券	2011/01/27	2.9%
CD	-					96 利付商工債	債券	2011/01/27	2.9%
CP現先取引	-					い672 みずほコーポ	債券	2010/07/27	2.8%
国債現先取引	-					Komatsu Finance America	債券	2011/01/20	2.5%
コール・ローン、その他	-2.0%					190 しんきん中金	債券	2010/09/27	2.5%
合計	100.0%	合計	96.5%	숨計	3.5%	숨計			31.5%

- ※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の関債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。 ※格付別構成は、有価証券に対する比率です。 ※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。 ※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

#### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



- ・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。
- -2010年は4月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量(口)
第39計算期間	9,467,076,043	14,810,633,733
第40計算期間	7,875,094,408	46,131,970,220
第41計算期間	29,635,758,760	49,148,861,526
第42計算期間	4,594,159,900	22,181,303,190
第43計算期間	2,133,990,871	17,008,174,299
第44計算期間	1,714,025,652	11,983,270,220
第45計算期間	1,686,115,866	9,299,514,399
第46計算期間	1,554,950,460	4,652,700,791
第47計算期間	1,608,913,528	4,184,285,392
第48計算期間	1,321,828,394	2,906,425,631

#### 第2 【管理及び運営】

#### 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1万口単位または1万円単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」については、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄については、1,000円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1万口当たり)は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、かかりません。

販売会社が定める時間までに受付けた取得の申込みを、当日の受付分として取扱います。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社が定める時間までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。

#### イ.一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位(当該受益者が「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用している場合には1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から、当該一部解約にかかる実績報酬を控除した価額とします。

受益者は、解約価額を、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

委託会社は、受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収するものとします。

- 1.受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円(税抜25円)
- 2.受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき105円(税抜100円)
- 3.受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき26.25円(税抜25円)
- 4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円(税抜100円)以内(実際に適用する金額は、1万口につき2.1円(税抜2円)とします。)

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき(委託会社に申出た場合に限ります。) は、手数料を徴収しないことができます。

1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回っている場合 その超過額の20%)、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を差引いた額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、これにより、受益者に対し一部解約金を支払う責に任じないものとします。

#### ロ.買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があった場合には、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに一部解約にかかる手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、振替受益権を買取るものとします。

受益者は、当該価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

振替受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。ただし、「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄にかかる振替受益権ついては、1口単位とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

#### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。
- ・公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
  - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  - 3. 価格情報会社の提供する価額

#### (注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
  - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  - 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。また、委託会社は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限です。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎年8月20日から翌年8月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会 社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4. に該当する場合を除き、当該 投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

なお、販売会社によっては、次のようなとりまとめ交付を採用しています。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、年1回、公社債投信の1月号から12月号までの運用報告書をとりまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、年4回、3か月分の運用報告書をとりまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。なお、ご希望により、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、毎月決算ごと、年4回(3か月分とりまとめ)、年2回(6か月分とりまとめ)のいずれかに、財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、毎月決算ごとに送付方法を変更することができます。変更をご希望の方は販売会社にお申出下さい。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに支払います。

ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

#### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月19日まで)及び第48期計算期間(平成20年8月20日から平成21年8月19日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

公社債投信(8月号)

【財務諸表】

# 公社債投信(8月号) (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第47期 平成20年8月19日現在	第48期 平成21年8月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	204,108,363	945,006,245
国債証券	1,823,568,376	1,272,176,400
地方債証券	3,857,883,166	301,104,000
特殊債券	2,310,573,188	3,983,183,838
社債券	2,913,788,415	5,020,535,302
親投資信託受益証券	12,318,629,483	10,952,168,816
未収入金	20,045,800	4,037,900
未収利息	23,240,630	18,781,775
前払費用	15,563,975	7,490,865
流動資産合計	23,487,401,396	22,504,485,141
資産合計	23,487,401,396	22,504,485,141
負債の部		
流動負債		
未払金	-	603,120,000
未払収益分配金	148,932,110	141,361,725
未払解約金	14,190,654	22,499,876
未払受託者報酬	353,901	325,516
未払委託者報酬	31,177,182	29,054,820
その他未払費用	252,961	235,880
流動負債合計	194,906,808	796,597,817
負債合計	194,906,808	796,597,817
純資産の部		
元本等		
元本	23,292,478,903	21,707,881,666
剰余金	·	'
期末剰余金又は期末欠損金()	15,685	5,658
元本等合計	23,292,494,588	21,707,887,324
純資産合計	23,292,494,588	21,707,887,324
負債純資産合計	23,487,401,396	22,504,485,141
>   >   >	20,.07,.01,090	22,00.,100,111

# (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		( ,
	第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
営業収益		
受取利息	76,366,103	131,865,128
有価証券売買等損益	118,278,204	49,787,754
営業収益合計	194,644,307	181,652,882
営業費用		
受託者報酬	353,901	325,516
委託者報酬	31,177,182	29,054,820
その他費用	532,947	490,219
営業費用合計	32,064,030	29,870,555
営業利益	162,580,277	151,782,327
経常利益	162,580,277	151,782,327
当期純利益	162,580,277	151,782,327
期首剰余金又は期首欠損金()	3,081	15,685
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,635,563	10,430,629
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	13,635,563	10,430,629
分配金	148,932,110	141,361,725
期末剰余金又は期末欠損金()	15,685	5,658

# (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_ ( =	世安な云計万軒に係る事項に関り	<u> タ/エル /</u>	
	区分	第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
1.	法	個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、金融商品 取引業者、銀行等の提示する価額	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券 及び社債券 同左
		(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	
		` '	(2)親投資信託受益証券 同左
2.	その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い	
		平成19年8月19日が休日のため、前計算期間末日を平成19年8月20日としております。このため、当計算期間は365日となっております。	
		I	I .

(貸借対照表に関する注記)

<u>(貝旧刈煕衣に関する注記)</u>		
区 分	第47期 平成20年8月19日現在	第48期 平成21年8月19日現在
1. 1期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	25,867,850,767円 1,608,913,528円 4,184,285,392円	23,292,478,903円 1,321,828,394円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	23,292,478,903□	21,707,881,666口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第47期 自 平成19年8月21日	第48期 自 平成20年8月20日
	至 平成20年8月19日	至 平成21年8月19日

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の 計算期間末における純資産額の 元本超過額148,947,795円を分 配対象額として148,932,110円 (1万口当たり63.94円)を分配 金額としております。

元本超過額141,367,383円を分 配対象額として141,361,725円 (1万口当たり65.12円)を分配 金額としております。

### (有価証券関係に関する注記)

売買日的有価証券

冗具日的有侧征分					
	第47期 平成20年8月19日現在		第48期 平成21年8月19日現在		
種 類	貸借対照表計上額 (円) 当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)		貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	
国債証券	1,823,568,376	1,747,424	1,272,176,400	7,806,000	
地方債証券	3,857,883,166	5,505,694	301,104,000	840,000	
特殊債券	2,310,573,188	2,945,812	3,983,183,838	451,262	
社債券	2,913,788,415	3,000,585	5,020,535,302	7,838,598	
親投資信託受益証券	12,318,629,483	85,998,243	10,952,168,816	25,053,170	
合計	23,224,442,628	72,798,728	21,529,168,356	8,117,310	

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(	
第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
王 十/以20年8月19日	主 十成21年6月19日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たけ情報)

	第47期 平成20年8月19日現在	第48期 平成21年8月19日現在		
1口当たり純資産額	1.0000円	1.0000円		
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(10,000円)		

### (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(Z) 1/N I (V) / I					
種 類		銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	2 1 9	利付国債	828,000,000	834,044,400	
	2 2 0	利付国債	435,000,000	438,132,000	
国債証券 合計			1,263,000,000	1,272,176,400	
地方債証券	2 4 1	大阪府公債	300,000,000	301,104,000	
地方債証券 合計	-		300,000,000	301,104,000	

+++++/  ++++  ++++  ++++  ++++  ++++  ++  +   +  +  +  +  +   +   +   +   +   +   +   +   +   +   +   +   +		有価証券届出書(内国投資信託
特殊債券 188 しんきん中金	700,000,000	700,358,773
190 しんきん中金	520,000,000	520,888,680
い668 利付商工債	200,000,000	201,229,200
い669 みずほコーポ	300,000,000	300,313,392
い672 みずほコーポ	600,000,000	600,307,523
い677 みずほコーポ	200,000,000	201,192,400
い678 みずほコーポ	600,000,000	603,267,000
97 住宅財形	854,000,000	855,626,870
特殊債券 合計	3,974,000,000	3,983,183,838
社債券 2 日本たばこ産業	900,000,000	907,860,888
3 ブリヂストン	400,000,000	400,222,556
5 ホンダフアイナンス	400,000,000	400,050,975
6 ホンダフアイナンス	300,000,000	299,820,642
6 東日本旅客鉄道	100,000,000	100,034,083
9 ホンダフアイナンス	400,000,000	400,234,240
10 静岡銀行	200,000,000	199,701,296
18 シャープ	200,000,000	200,354,778
18 ソニー	500,000,000	501,442,396
19 東京三菱銀行	500,000,000	507,043,338
27 川崎製鉄	100,000,000	101,033,720
6 6 東京三菱銀行	700,000,000	702,375,642
1 日動火災海上	100,000,000	100,399,340
276 北陸電力	200,000,000	199,961,408
社債券 合計	5,000,000,000	5,020,535,302
親投資信託受益 公社債投信マザーファンド 証券	10,641,438,803	10,952,168,816
親投資信託受益証券 合計	10,641,438,803	10,952,168,816
合計	21,178,438,803	21,529,168,356

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

次へ

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (参考)

当ファンドは「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。 なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

次へ

「公社債投信マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

貝目的無衣		T C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	
		平成20年8月19日現在	平成21年8月19日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,258,121,880	1,170,225,786
国債証券		4,815,879,870	9,731,033,242
地方債証券		48,089,802,973	15,915,322,798
特殊債券		22,173,521,366	50,997,918,432
社債券		91,418,963,516	78,920,862,424
その他有価証券	2	11,999,282,470	9,995,665,431
未収入金		-	526,468,890
未収利息		541,953,431	298,580,315
前払費用		69,091,422	54,067,393
流動資産合計		182,366,616,928	167,610,144,711
資産合計		182,366,616,928	167,610,144,711
負債の部			
流動負債			
未払金		2,740,377,400	504,286,000
流動負債合計		2,740,377,400	504,286,000
負債合計		2,740,377,400	504,286,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	176,049,086,973	162,358,515,280
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(	)	3,577,152,555	4,747,343,431
元本等合計		179,626,239,528	167,105,858,711
純資産合計		179,626,239,528	167,105,858,711
負債純資産合計		182,366,616,928	167,610,144,711

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
有価証券の評価基準及び評価方 法		国債証券、地方債証券、特殊債券、 社債券及びその他有価証券
	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	同左

### (貸借対照表に関する注記)

_ 5	見信刈炽衣に関する注記 <i>)</i>		_ ,
	区 分	平成20年8月19日現在	平成21年8月19日現在
1.	1 本報告書における開示対象ファン ドの期首における当該親投資信託 の元本額	201,153,640,771円	176,049,086,973円
	同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額	102,281,753,793円 127,386,307,591円	, , , , , ,
	同期末における元本の内訳 ファンド名		
	公社債投信(1月号)	13,678,082,267円	13,697,285,594円
	公社債投信(2月号)	9,416,981,079円	12,855,551,414円
	公社債投信(3月号)	10,371,258,409円	13,079,643,937円
	公社債投信(4月号)	12,239,274,776円	
	公社債投信(5月号)	9,206,874,804円	9,254,357,626円
	公社債投信(6月号)	17,274,747,276円	15,034,233,685円
	公社債投信(7月号)	20,449,187,188円	14,774,550,458円
	公社債投信(8月号)	12,073,536,689円	10,641,438,803円
	公社債投信(9月号)	14,235,881,071円	10,077,878,283円
	公社債投信(10月号)	15,470,385,994円	14,224,248,182円
	公社債投信(11月号)	15,334,708,408円	13,582,734,554円
	公社債投信(12月号)	26,298,169,012円	23,255,686,909円
	計	176,049,086,973円	162,358,515,280円
2.	2 その他有価証券の内訳		短期社債等
		11,999,282,470円	9,995,665,431円
3.	本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	176,049,086,973□	162,358,515,280口

### (有価証券関係に関する注記)

### 売買目的有価証券

	平成20年8月19日現在		平成21年8月19日現在	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	4,815,879,870	7,613,726	9,731,033,242	67,642,306
地方債証券	48,089,802,973	86,127,542	15,915,322,798	20,427,091
特殊債券	22,173,521,366	15,813,251	50,997,918,432	1,455,255
社債券	91,418,963,516	147,429,189	78,920,862,424	25,928,434
その他有価証券	11,999,282,470	41,612,622	9,995,665,431	7,585,452
(短期社債等)	(11,999,282,470)	(41,612,622)	(9,995,665,431)	(7,585,452)
合計	178,497,450,195	215,371,086	165,560,802,327	107,867,634

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年4月22日から平成20年8月19日まで、及び平成21年4月21日から平成21年8月19日まで)を指しております。

### (デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成19年8月21日	自 平成20年8月20日
至 平成20年8月19日	至 平成21年8月19日
該当事項はありません。	同左

### (1口当たり情報)

		131111111111111111111111111111111111111
	平成20年8月19日現在	平成21年8月19日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託		
の1口当たり純資産額	1.0203円	1.0292円
(1万口当たり純資産額)	(10,203円)	(10,292円)

# 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

# (2) 株式以外の有価証券

(2) 株式以	(2) 株式以外の有価証券			
種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	2 1 8 利付国債	4,760,000,000	4,773,328,000	
	2 1 9 利付国債	4,307,000,000	4,333,275,947	
	2 2 0 利付国債	620,000,000	624,429,295	
国債証券 合計	†	9,687,000,000	9,731,033,242	
地方債証券	16-1 福島県5年	100,000,000	99,962,416	
	555 東京都公債	645,000,000	647,081,487	
	556 東京都公債	300,000,000	301,438,416	
	557 東京都公債	100,000,000	100,577,640	
	11-1 広島県公債	200,000,000	201,123,024	
	11-1 新潟県公債	100,000,000	100,298,788	
	11-2 静岡県公債	200,000,000	200,606,838	
	1 1 - 2 愛知県公債	240,000,000	241,358,768	
	11-2 埼玉県公債	530,000,000	531,608,148	
	11-6 横浜市公債	450,000,000	452,103,968	
	12-ら 名古屋市債	100,000,000	100,162,931	
	16-1 岐阜県5年	600,000,000	599,759,784	
	16-3 愛知県5年	434,600,000	434,479,201	
	2 5 - 1 宮城県公債	179,000,000	179,997,343	
	8 川崎市公債5年	285,000,000	284,900,991	
	13 神奈川県5年	125,000,000	124,948,717	
	14 神奈川県5年	135,500,000	135,547,294	
	16 大阪府5年	5,300,000,000	5,300,000,000	
	17 東京都5年	100,000,000	100,021,924	
	13 大阪府公債5年	4,800,000,000	4,800,960,000	
	1.875% ONTARIO PROVINCE 20100125	974,000,000	978,385,120	
地方債証券 台	計	15,898,100,000	15,915,322,798	
特殊債券	179 しんきん中金	1,200,000,000	1,199,285,704	
	180 しんきん中金	700,000,000	699,502,310	
	181 しんきん中金	210,000,000	209,780,052	
	187 しんきん中金	300,000,000	300,223,957	
	190 しんきん中金	100,000,000	100,170,900	
	191 しんきん中金	3,000,000,000	3,014,148,000	
	193 しんきん中金	100,000,000	100,596,200	
	2.1 利付商工債	2,000,000,000	2,000,000,000	
	2 2 利付商工債	13,500,000,000	13,499,818,416	
	い652 利付商工債	610,000,000	609,846,687	
	い663 みずほコーポ	300,000,000	299,821,360	
	い664 みずほコーポ	100,000,000	99,976,750	
	い665 みずほコーポ	1,370,000,000	1,368,562,233	
	い675 みずほコーポ	500,000,000	502,358,000	
	い677 みずほコーポ	600,000,000	603,577,200	
	い678 みずほコーポ	300,000,000	301,633,500	
1	42/96	222,200,000	22.,300,000	I

			有価証券届出書(内国技	<b>设資信託</b>
	8 4 利付商工債	900,000,000	900,983,472	
	9 1 利付商工債	3,000,000,000	3,026,355,000	
	92 利付商工債	3,800,000,000	3,825,444,800	
	96 利付商工債	8,000,000,000	8,049,168,000	
	98 利付商工債	100,000,000	100,643,000	
	9 6 住宅財形	2,300,000,000	2,300,000,000	
	97 住宅財形	2,443,000,000	2,447,653,915	
	98 住宅財形	3,144,000,000	3,159,292,416	
	1.8% OEKB OEST. KONTROLLBANK 20100322	658,000,000	661,172,560	
	1.85% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20100920	1,600,000,000	1,617,904,000	
特殊債券 合	<u> </u>	50,835,000,000	50,997,918,432	
社債券	1 JFEホールデイングス	1,400,000,000	1,406,014,360	
	2 藤和不動産	1,400,000,000	1,408,954,250	
	2 沖縄電力	200,000,000	200,587,137	
	4 東京三菱銀行	700,000,000	701,224,040	
	5 JFEホールデイングス	1,600,000,000	1,601,415,226	
	5 イトーヨーカ堂	1,000,000,000	999,839,093	
	5 ホンダフアイナンス	1,000,000,000	1,000,127,270	
	5 リコーリース	300,000,000	300,546,366	
	8 住友電工	200,000,000	200,555,000	
	9 ホンダフアイナンス	11,200,000,000	11,207,009,360	
	12 トヨタフアイナンス	1,500,000,000	1,499,115,180	
	12東日本旅客鉄道	400,000,000	402,822,325	
	13 トヨタフアイナンス	4,900,000,000	4,896,035,949	
	17 住友商事	1,200,000,000	1,199,985,795	
	27 エヌ・テイ・テイ・リ-ス	1,900,000,000	1,899,636,112	
	28 三井住友銀行	900,000,000	899,713,146	
	2 9 三井住友銀行	800,000,000	799,435,882	
	3 0 三菱商事	600,000,000	601,323,950	
	37 三菱電機	200,000,000	200,124,850	
	4 1 電信電話債	200,000,000	200,875,720	
	45 新日本製鐵	100,000,000	100,000,000	
	5 5 東京三菱銀行	700,000,000	699,570,104	
	5 9 三菱地所	900,000,000	898,608,816	
	78 東京三菱銀行	1,900,000,000	1,898,987,816	
	1 東京海上火災	3,100,000,000	3,103,801,500	
	1 日動火災海上	600,000,000	602,395,692	
	2 三井住友海上	6,300,000,000	6,282,238,398	
	2 三和銀行	100,000,000	100,186,305	
	2 5 8 北陸電力	1,167,000,000	1,168,203,729	
	269 北海道電力	185,000,000	185,552,903	
	321 中国電力	1,000,000,000	1,001,133,312	
	4 三菱商事	1,100,000,000	1,104,437,760	
	4 1 2 東北電力	1,000,000,000	999,964,701	
	467 東京電力	1,300,000,000	1,303,940,607	
	500 東京電力	1,200,000,000	1,199,916,198	
	2 AUST·NZ銀行 0.923% AMERICAN HONDA FINANCE 20091119	1,300,000,000	402,564,800 1,298,764,916	
	0.91% Sumitomo Corp Capital Europe Plc 20100512	2,000,000,000	2,000,000,000	
	0.91% Sumitomo Corp Capital Europe Plc 20100512	2,000,000,000	2,000,000,000	
	0.91% Sumitomo Corp Capital Europe Plc 20100512	2,000,000,000	2,000,000,000	
			·	_

			日间证为旧山首(内国汉	
	0.91% Sumitomo Corp Capital Europe Plc 20100512	2,000,000,000	2,000,000,000	
	0.91% Sumitomo Corp Capital Europe Plc 20100512	2,000,000,000	2,000,000,000	
	0.54% Bridgestone Finance Corp 20091026	2,000,000,000	2,000,000,000	
	1.065% Hitachi Capital America Corp 20100805	1,000,000,000	1,000,288,506	
	0.692% Komatsu Finance America 20110721	3,000,000,000	3,003,120,000	
	0.682% Komatsu Finance America 20110120	7,000,000,000	7,005,040,000	
	0.55% TOYOTA MOTOR CREDIT CORP. 20100630	1,450,000,000	1,436,660,350	
	FR 0.98875% Royal Bank of Scotland PLC 20120316	500,000,000	500,145,000	
社債券 合計		78,902,000,000	78,920,862,424	
その他有価証 券	(短期社債等)			
	オリックス CP 20090831	10,000,000,000	9,988,079,979	
	(短期社債等) 合計	10,000,000,000	9,995,665,431	
その他有価証	券 合計	10,000,000,000	9,995,665,431	
合計		165,322,100,000	165,560,802,327	

## 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間(平成20年8月20日から平成21年2月19日まで)及び当中間計算期間(平成21年8月20日から平成22年2月19日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

公社債投信(8月号)

【中間財務諸表】

## 公社債投信(8月号) (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前中間計算期間末 平成21年2月19日現在	当中間計算期間末 平成22年2月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,561,562,387	55,238,528
国債証券	1,601,316,977	1,264,359,528
地方債証券	3,071,255,454	238,300,686
特殊債券	2,103,054,628	4,685,547,734
社債券	3,309,155,648	4,617,218,662
親投資信託受益証券	11,830,848,588	11,343,765,208
未収利息	34,355,332	25,086,000
前払費用	988,190	1,565,324
流動資産合計	23,512,537,204	22,231,081,670
資産合計	23,512,537,204	22,231,081,670
負債の部		
流動負債		
未払金	-	203,946,000
未払解約金	18,379,752	16,143,778
未払受託者報酬	169,249	158,138
未払委託者報酬	2,572,115	2,337,341
その他未払費用	254,339	237,588
流動負債合計	21,375,455	222,822,845
負債合計	21,375,455	222,822,845
純資産の部		
元本等		
元本	23,397,140,489	21,937,452,331
剰余金		·
中間剰余金又は中間欠損金( )	94,021,260	70,806,494
元本等合計	23,491,161,749	22,008,258,825
純資産合計	23,491,161,749	22,008,258,825
負債純資産合計	23,512,537,204	22,231,081,670
		==,===,===,===

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日	当中間計算期間 自 平成21年8月20日 至 平成22年2月19日
営業収益		
受取利息	69,904,358	54,718,735
有価証券売買等損益	29,070,007	20,286,762
営業収益合計 	98,974,365	75,005,497
受託者報酬	169,249	158,138
委託者報酬	2,572,115	2,337,341
その他費用	254,339	237,588
営業費用合計	2,995,703	2,733,067
営業利益 	95,978,662	72,272,430
経常利益	95,978,662	72,272,430
中間純利益	95,978,662	72,272,430
期首剰余金又は期首欠損金( )	15,685	5,658
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,973,087	1,471,594
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1,973,087	1,471,594
中間剰余金又は中間欠損金( )	94,021,260	70,806,494

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u> </u>	3 XICIXI > CITI	<del>10</del> /	
区分		前中間計算期間 自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日	当中間計算期間 自 平成21年8月20日 至 平成22年2月19日
有価証券の評価基準 法		国債証券、地方債証券、特殊債 び社債券	(1)国債証券、地方債証券、特殊債 券及び社債券
	おり	ます。	同左
	取引 (但 い) 額又 参考	評価にあたっては、金融商品 業者、銀行等の提示する価額 し、売気配相場は使用しな、価格情報会社の提供する価 は日本証券業協会発表の売買 統計値(平均値)等で評価し ります。	
	移動 して 時価 託受	現投資信託受益証券 平均法に基づき、時価で評価 おります。 評価にあたっては、親投資信 益証券の基準価額に基づいて しております。	(2)親投資信託受益証券 同左

## (中間貸借対照表に関する注記)

-				
	区分	前中間計算期間末 平成21年2月19日現在	当中間計算期間末 平成22年2月19日現在	
	1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	23,292,478,903円 1,321,828,394円 1,217,166,808円		
	2. 中間計算期間末日における受益 権の総数	23,397,140,489□	21,937,452,331□	

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日	当中間計算期間 自 平成21年8月20日 至 平成22年2月19日
	該当事項はありません。	同左

# (デリバティブ取引等関係に関する注記)

前中間計算期間末	当中間計算期間末
平成21年2月19日現在	平成22年2月19日現在
該当事項はありません。	同左

### (1口当たり情報)

	前中間計算期間末 平成21年2月19日現在	当中間計算期間末 平成22年2月19日現在	
1口当たり純資産額	1.0040円	1.0032円	
(1万口当たり純資産額)	(10,040円)	(10,032円)	

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (参考)

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。 なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

次へ

「公社債投信マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

貝目的無衣		平成21年2月19日現在	平成22年2月19日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		294,076,637	5,508,717,694
国債証券		3,657,229,108	9,734,826,960
地方債証券		35,198,404,014	15,781,424,348
特殊債券		16,552,563,803	46,664,104,073
社債券		100,611,023,281	75,821,261,089
その他有価証券	2	6,997,693,202	9,998,812,694
未収入金		3,300,165,000	100,113,000
未収利息		523,402,136	335,233,074
前払費用		16,823,299	74,921,626
流動資産合計		167,151,380,480	164,019,414,558
資産合計		167,151,380,480	164,019,414,558
負債の部			
流動負債			
未払金		-	6,000,000,000
流動負債合計		-	6,000,000,000
負債合計		-	6,000,000,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	163,142,455,779	152,948,396,621
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(	)	4,008,924,701	5,071,017,937
元本等合計		167,151,380,480	158,019,414,558
純資産合計		167,151,380,480	158,019,414,558
負債純資産合計		167,151,380,480	164,019,414,558

### 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

( = X G EN POST TENS CONTROL Y			
区分	自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日	自 平成21年8月20日 至 平成22年2月19日	
		国債証券、地方債証券、特殊債券、 社債券及びその他有価証券	
	個別法に基づき、時価で評価して おります。	同左	
	時価評価にあたっては、金融商品 取引業者、銀行等の提示する価額		
	(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価		
	額又は日本証券業協会発表の売買 参考統計値(平均値)等で評価し		
	ております。		

### (貸借対照表に関する注記)

区分	平成21年2月19日現在	平成22年2月19日現在

			有価証券届出書(内国投資信託受
1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	176,049,086,973円	
	同期中における追加設定元本額	27,390,441,870円	71,863,476,810円
	同期中における一部解約元本額	40,297,073,064円	
	同中間期末における元本の内訳		
	ファンド名	45 004 760 255 III	12 249 044 464TI
	公社債投信(1月号) 公社債投信(2月号)	15,094,768,355円 10,744,379,411円	12,348,911,464円 12,330,103,470円
		10,744,379,411日	12,330,103,470万
	公社債投信(3月号)		
	公社債投信(4月号)	13,308,162,941円	12,232,239,168円
	公社債投信(5月号)	9,721,621,068円	8,004,913,434円
	公社債投信(6月号)	13,660,715,589円	
	公社債投信(7月号)	17,162,935,919円	
	公社債投信(8月号)	11,546,797,373円	10,979,253,976円
	公社債投信(9月号)	10,865,882,882円	
	公社債投信(10月号)	11,992,185,747円	
	公社債投信(11月号)	11,080,977,710円	
	公社債投信(12月号)	26,082,040,547円	20,231,465,823円
	計	163,142,455,779円	152,948,396,621円
2.	2 その他有価証券の内訳	短期社債等	短期社債等
		6,997,693,202円	9,998,812,694円
3.	本報告書における開示対象ファンドの 中間計算期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	163,142,455,779□	152,948,396,621□

### (デリバティブ取引等関係に関する注記)

平成21年2月19日現在	平成22年2月19日現在
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	平成21年2月19日現在	平成22年2月19日現在
本報告書における開示対象ファンドの中間期末における当該親投資		
信託の1口当たり純資産額	1.0246円	1.0332円
(1万口当たり純資産額)	(10.246円)	(10.332円)

### 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成22年4月30日

資産総額 22,052,343,659円 負債総額 521,887,562円

純資産総額( - ) 21,530,456,097円

発行済数量 21,443,382,419口

1単位当たり純資産額 ( / ) 1.0041円

(参考)公社債投信マザーファンド

純資産額計算書

平成22年4月30日

資産総額 163,318,693,819円 負債総額 3,650,146,000円

純資産総額( - ) 159,668,547,819円

発行済数量 154,398,681,306口

1単位当たり純資産額 ( / ) 1.0341円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

平成22年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい 業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

#### イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

### 口.投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### 八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### 二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### ホ.ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数(本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	14	44,262
追加型株式投資信託	346	7,008,640
株式投資信託 合計	360	7,052,902
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,040,845
公社債投資信託 合計	17	3,040,845
総合計	377	10,093,748

#### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (1) 【貸借対照表】

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (平成20年3月31日現在) (平成21年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 3,398,882 3,961,462 有価証券 28,233,112 32,206,041 前払金 3,357 453 前払費用 96,205 84,549 未収入金 75,494 20,722 未収消費税等 27,138 未収委託者報酬 8,899,037 5,273,080 未収収益 136,888 25,476 貯蔵品 83,453 38,909 繰延税金資産 779,955 227,536 デリバティブ資産 1,172,830 2,030 その他 30,104 流動資産計 46,882,252 37,894,473 固定資産 有形固定資産 1,618,595 1 1,252,162 建物(純額) 388,414 349,484 器具備品(純額) 900,893 1,229,446

			有1111 行	油出者(内国投資信託)
建設仮勘定		735		1,785
無形固定資産		1,989,254		1,980,730
ソフトウェア		1,976,209		1,967,944
電話加入権		11,850		11,850
その他		1,194		936
投資その他の資産		8,890,810		8,317,769
投資有価証券		7,690,544		7,780,508
関係会社株式		737,012		737,012
出資金		166,719		178,806
従業員に対する長期貸付金		176,298		155,692
差入保証金		633,855		618,264
長期前払費用		10,039		8,394
投資不動産(純額)		593,270		579,162
その他		43		-
貸倒引当金	3	1,116,972	3	1,740,069
固定資産計		12,498,661		11,550,663
 資産合計		59,380,914		49,445,137

(単位·千円)

	前事業年度	以主业左六
		当事業年度
	(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	2 4,999,033	2 2,127,318
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	-
前受収益	39,700	-
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,95
 流動負債計	14,901,170	7,579,760
退職給付引当金	988,898	1,150,01
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
	3,335,448	2,980,068
	18,236,618	10,559,835
		<u> </u>
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金	-, ,	-, .,=
資本準備金	11,495,727	11,495,727

		有価証券届出書(内国投資信託
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	402,154	618,549
評価・換算差額等合計	402,154	618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

(単位:千円)

# (2) 【損益計算書】

	前事業年度	(単位:千円)
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<u> </u>
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

		有価証券届出書(内国投資信息 当事業年度
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	205,108	33,852
有価証券利息	473,605	350,432
受取利息	4,674	4,904
時効成立分配金・償還金	117,919	38,525
有価証券償還益	226,585	26,762
為替差益	-	721,935
デリバティブ評価益	1,150,268	-
その他	27,266	20,641
営業外収益計	2,205,428	1,197,054
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	58,372	127,439
貯蔵品廃棄損	161,462	74,887
為替差損	1,632,650	-
デリバティブ損失	-	885,196
貸倒引当金繰入額	-	3 621,387
その他	41,095	50,066
営業外費用計	1,893,580	1,758,977
経常利益	17,494,688	11,613,987
特別利益		
投資有価証券売却益	1 2,241,103	2,157
ゴルフ会員権売却益	13,021	· -
特別利益計	2,254,124	2,157
特別損失	, ,	,
投資有価証券売却損	21,921	2,298
投資有価証券評価損	, -	218,872
投資有価証券清算損	<del>-</del>	10,639
固定資産除売却損	2 44,642	2 11,886
貸倒引当金繰入額	3 1,113,972	-
その他	4 3,737	4 42,274
特別損失計	1,184,273	285,971
税引前当期純利益	18,564,539	11,330,173
法人税、住民税及び事業税	6,901,995	4,648,684
法人税等調整額	997,192	168,125
法人税等合計	7,899,187	4,816,810
当期純利益	10,665,351	6,513,363
二 郑7 代 7 1 正	10,000,351	0,010,000

# (3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	7	
·····································		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額	, ,	, ,
当期変動額合計	-	-
	15,174,272	15,174,27
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,72
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
	11,495,727	11,495,72
 資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,72
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
 当期末残高	11,495,727	11,495,72
 利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,29
当期变動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,29
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
当期変動額合計	2,261	<u>-</u>
当期末残高	<u>-</u>	<u>-</u>
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,00
当期変動額		
当期変動額合計	<u>-</u>	<u>-</u>
当期末残高	2,800,000	2,800,00
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,15
当期変動額		
特別償却準備金の取崩		-
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期变動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期变動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	1,901,491	2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

## 重要な会計方針

Í	T	
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。	(1)子会社及び関連会社株式 同左
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(2) その他有価証券 同左
2.デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定 では	(1) 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) 同左
	当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 (2)無形固定資産	       (2)無形固定資産(リース資産を除
	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間(5年)に基づいておりま す。	同左
	(3)長期前払費用 定額法によっております。	(3)長期前払費用 同左

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、 当社の退職金規程に基づく当事業 年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の 昇給等による給付額の変動がない 貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務 費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与について も、当社の退職金規程に基づく当 事業年度末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他財務諸表作成 のための重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜処理によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象 外消費税及び地方消費税は投資そ の他の資産に計上し、5年間で均 等償却を行なっております。

(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (1)貸倒引当金 同左

(2) 賞与引当金 同左

(3) 退職給付引当金 同左

(4)役員退職慰労引当金 同左

(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用 同左

## 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(リース取引に関する会計基準)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引について は、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じ た会計処理を適用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響はありませh。

#### 注記事項

### (貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度	
(平成20年3月31日現在)	(平成21年 3 月31日現在)	
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却	
累計額	累計額	
建物 735,161千円	建物 776,838千円	
器具備品 1,604,537千円	器具備品 1,691,069千円	
投資建物 662,012千円	投資建物 675,647千円	
投資器具備品 26,457千円	投資器具備品 26,929千円	
2 関係会社項目	2 関係会社項目	
関係会社に対する資産及び負債には区分掲	関係会社に対する資産及び負債には区分掲	
記されたもののほか次のものがあります。	記されたもののほか次のものがあります。	
未払金 4,620,908千円	未払金 1,848,998千円	
3 投資その他の資産に計上されております貸 倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資 有価証券)に対するものであります。	3 同左	
4 保証債務	4 保証債務	
子会社であるDaiwa Asset Management	子会社であるDaiwa Asset Management	
(Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して	(Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して	
保証を行っております。	保証を行っております。	

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 関係会社との取引	
投資有価証券売却益 2,067,950千円	
2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり ます。	2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり ます。
固定資産除却損	固定資産除却損
器具備品 44,642千円	器具備品 11,886千円

3 貸倒引当金繰入額に関する注記

保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。

4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3.069千円

保証金の返還に伴う損失 668千円

3 同左

4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円

ゴルフ会員権評価損 19,403千円

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3 月31日	平成19年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年 6 月23日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を 次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額

6,495百万円

配当の原資

利益剰余金

1株当たり配当額

2,490円

基準日

平成21年3月31日

効力発生日

平成21年6月22日

#### (リース取引関係)

前事業年度	
(自 平成19年4月1日	
至 平成20年3月31日)	

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

#### (借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

2.299

期末残高相当額

2,299

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

1,314干

円

1年超

985

合計

2,299

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

#### (借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所 有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

3,613

期末残高相当額

985

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法により算定しておりま す。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

985千円

1 年超

合計 985

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等 に占める割合が低いため、支払利子込み法により 算定しております。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。

#### (有価証券関係)

#### 1.その他有価証券で時価のあるもの

	前事業年度 ( 平成20年 3 月31日現在 )			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	-	-	-
(3)その他						
証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	1,783,068	-	-	-
(2)その他						
証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	225,424	3,766,074	2,627,319	1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	2,008,493	3,766,074	2,627,319	1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	1,861,206	5,553,176	4,510,267	1,042,909

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

#### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額(千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額(千円)	21,921	2,298

### 3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		
/里 天共	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
子会社株式及び関連会社株式				
子会社株式	737,012	737,012		
小計	737,012	737,012		
その他有価証券				
非上場株式	1,314,612	1,172,137		
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103		
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112		
小計	22,055,397	31,503,352		
合計	22,792,409	32,240,364		

### 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

### 前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
(1)債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

## 当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	376,553	1,729,191	-
合計	-	376,553	1,729,191	-

## (デリバティブ取引関係)

## 1.取引の状況に関する事項

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)

(1) 取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

為替予約取引については将来の為替変動リスク の軽減を目的としているため、対象資産である 外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行 うこととしており、投機目的ではありません。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の 変動による市場リスクを有しております。ま た、信用度の高い国内大手証券会社を取引先と しており、取引先の契約不履行に係る信用リス クはほとんどないと判断しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。

なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、 為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行 役員会議で行っております。また、財務部内に て取引の状況について適切に把握、管理してお ります。

- (1) 取引の内容及び利用目的 同左
- (2) 取引に対する取組方針 同左
- (3) 取引に係るリスクの内容 同左
- (4) 取引に係るリスク管理体制 同左

#### 2.取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

				業年度 月31日現在〕	)	当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)			
区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価(千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取 引 売建 米ドル	16,334,748	ı	1,150,268	1,150,268	410,852		1,622	1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額 となっております。

### (退職給付関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)			
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び 拠出年金制度を併用しております。		1.採用している退職給付制度の概要 同左			
	8,898千円 8,898千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,150,011千月 退職給付引当金 1,150,011千月			

3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 152,041千円 その他 157,375 退職給付費用 309,416

なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。

3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 168,703千円 その他 141,642

退職給付費用 310,345

なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。

## (税効果会計関係)

(税効果会計関係) —————————————————————		T			
前事業年原		当事業年度 (平成21年3月31日現在)			
(平成20年3月31		-			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金 因別内訳	<b>夏貝貝の充生の土な</b> 原	1.繰延税金資産及び繰延税金   因別内訳 	:貝債の発生の土な原		
繰延税金資産	千円	   繰延税金資産	千円		
減損損失	887,301	減損損失	886,012		
貸倒引当金	454,496	貸倒引当金	708,034		
退職給付引当金	402,382	退職給付引当金	467,939		
未払事業税	332,390	その他有価証券評価差額金	424,359		
株式譲渡損繰延	287,965	投資有価証券評価損	303,843		
その他有価証券評価差額金	275,900	株式譲渡損繰延	287,965		
投資有価証券評価損	214,784	出資金評価損	126,163		
賞与引当金	168,660	未払事業税	108,049		
出資金評価損	118,268	賞与引当金	90,738		
器具備品	38,093	器具備品	38,093		
役員退職慰労引当金	18,823		25,439		
未払社会保険料	18,208	未払社会保険料	11,283		
前受収益	16,153	その他	31,981		
一括償却資産	10,048	   繰延税金資産小計	3,509,905		
その他	23,392	評価性引当額	2,210,636		
繰延税金資産小計	3,266,871	   繰延税金資産合計	1,299,269		
評価性引当額	1,947,529	   繰延税金負債			
繰延税金資産合計	1,319,341	株式譲渡益繰延	2,837,113		
繰延税金負債		その他	2,156		
株式譲渡益繰延	2,837,113	   繰延税金負債合計	2,839,269		
その他	2,562	繰延税金負債の純額	1,540,000		
繰延税金負債合計	2,839,675				
繰延税金負債の純額	1,520,333				
2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差昇 異の原因となった主要な項	異があるときの、当該差	2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差異 差異の原因となった主要な	ときの 当該		
法定実効税率 (調整)	40.69%	   法定実効税率   (調整)	40.69%		
交際費等永久に損金に算入されない項	目 0.20	交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.35		
受取配当金等永久に益金に算入されな 目	1.1項 0.52	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13		
住民税均等割	0.02	住民税均等割	0.03		
評価性引当額	2.45	評価性引当額	2.32		

 その他
 0.29
 その他
 0.74

 税効果会計適用後の法人税等の負担率
 42.55
 税効果会計適用後の法人税等の負担率
 42.52

### (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

#### 1.親会社及び法人主要株主等

			資本金又	車架	議決権等	関係内容					
属性	会社等の 名称	住所	は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)大和証 券グルー プ本社	東京都千代田区	178,324	持ち 株会 社	100.0	役員 2人	経営管理	有価証券の 売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	-	-

### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

#### 2. 兄弟会社等

			資本金又		議決権等 の所有	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	(被所有)   割合   (%)	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投 資信託 受益の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料	31,893,085	未払手数 料	3,927,855
親会社 の 子会社	大和証券エスエムビーシー	東京都千代田区	255,700	金融商品取引	-	なし	証券投 資信託 受益証 券の募	証券投資信 託の代行手 数料	1,197,059	未払手数料	82,472
	(株)			業			集販売	為替予約	25,434,342	-	-
親会社 の子会 社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情 サー と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	-	なし	ソフト ウェア の開発	ソフトウェ アの購入	1,074,141	その他未 払金	321,615

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

#### 1.関連当事者との取引

#### (ア)財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万 円)	事業 の内 容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管 理	債務 保証	711,260	-	-

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

#### (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券 (株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	•	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムビーシー	東京都千代田区	255,700	金融商品取引	-	証券投資信託 受益証券の募	証券投資信 託の代行手 数料	980,553	未払手数料	58,506
	(株)			業		集販売	為替予約	17,314,889	-	-
同一の 親会社 をもつ 会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報 サー ビ ス業	-	ソフトウェア の開発	ソフトウェ アの購入	544,950	その他未 払金	197,190

- (注) 1. 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
  - (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
  - (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
  - (4) (株)大和総研との取引金額には、(株)大和総研ホールディングス(旧・(株)大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

#### 2.親会社に関する注記

# (株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

# (1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額 15,773.01円	1 株当たり純資産額 14,907.00円
1 株当たり当期純利益 4,088.65円	1 株当たり当期純利益 2,496.95円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。	同左

### (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

# (重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

# <u>次へ</u>

# 中間財務諸表

# (1) 中間貸借対照表

(単位:千	円)
中間会計期間末	

	(十四、113)
	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,276,319
有価証券	22,256,096
未収委託者報酬	6,213,110
貯蔵品	26,368
繰延税金資産	321,833
その他	424,869
流動資産計	33,518,597
固定資産	
有形固定資産	1 1,168,979
無形固定資産	1,801,825
投資その他の資産	
投資有価証券	10,148,103
その他	1 1,503,398
貸倒引当金	2 1,538,999
投資その他の資産合計	10,112,502
固定資産計	13,083,307
資産合計	46,601,904

(単位·千円)

	(単位:十円
	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)
負債の部	
流動負債	
未払金	5,163,439
未払法人税等	722,692
賞与引当金	410,700
その他	4 1,613,671
流動負債計	7,910,503
固定負債	
繰延税金負債	1,926,552
退職給付引当金	1,163,635
役員退職慰労引当金	43,950
固定負債計	3,134,137
負債合計	11,044,641
純資産の部	

	1) 自己国際組織
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	5,993,148
利益剰余金合計	9,167,446
株主資本合計	35,837,446
その他有価証券評価差額金	338,935
繰延ヘッジ損益	58,751
	280,183
—— 純資産合計	35,557,263
 負債・純資産合計	46,601,904

# (2) 中間損益計算書

	(単位:千円)
	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	29,980,874
その他営業収益	212,747
営業収益計	30,193,621
営業費用	
支払手数料	17,787,239
その他営業費用	3,452,353
営業費用計	21,239,592
一般管理費	1 4,221,719
営業利益	4,732,309
営業外収益	2 394,870
営業外費用	1, 3 265,780
経常利益	4,861,399
特別利益	4 64,666
特別損失	1,221
税引前中間純利益	4,924,844
法人税、住民税及び事業税	2,263,441
法人税等調整額	167,419
中間純利益	2,828,822

# (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	至 十/成21年 3 75.00日 7
1/11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ョイェ 前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	10, 174,272
当中間期変動額合計	<u>_</u>
当中間期末残高	15,174,272
ョ 不同物 不	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	11,495,727
当中間期変動額合計	_
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	44 405 707
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金 利益業件の	
利益準備金	074 007
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	0.000.000
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	<u> </u>
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,659,553
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	5,993,148
利益剰余金合計	
前期末残高	12,833,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404

9,167,446

2,828,822

3,328,038

35,557,263

338,366

	(単位:千円	
	当中間会計期間	
	(自 平成21年4月1日	
	至 平成21年9月30日)	
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,495,227	
中間純利益	2,828,822	
当中間期変動額合計	3,666,404	
当中間期末残高	35,837,446	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	618,549	
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	279,614	
当中間期変動額合計	279,614	
当中間期末残高	338,935	
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	-	
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	58,751	
当中間期変動額合計	58,751	
当中間期末残高	58,751	
評価・換算差額等合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
前期末残高	618,549	
当中間期変動額	<b>,</b>	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	338,366	
当中間期変動額合計	338,366	
当中間期末残高	280,183	
ニューラルバッグ 純資産合計		
前期末残高	38,885,301	
当中間期変動額	55,555,55	
剰余金の配当	6,495,227	
11212 AV HO —	0,100,221	

#### 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

株主資本以外の項目の

当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計

中間純利益

当中間期末残高

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)
1 . 資産の評価基準及び 評価方法	(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算
	定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 固定資産の減価償却 の方法	(2)デリバティブ 時価法により計上しております。 (1)有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6~47年 器具備品 3~20年
	<ul> <li>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。         なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</li> <li>(3)長期前払費用定額法によっております。</li> </ul>
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。 (2)賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労会の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ 対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

5.リース取引の処理 方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6.その他中間財務諸表 作成のための重要な 事項

- (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております.
- (2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

### 当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

1. 減価償却累計額

有形固定資産 投資不動産 2,603,477千円

709,109千円

- 2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。
- 3. 債務保証

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。

4. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.減価償却実施額

有形固定資産141,608千円無形固定資産325,480千円投資不動産6,532千円

2. 営業外収益の主要項目

有価証券利息 67,638千円 投資有価証券売却益 188,494千円 デリバティブ利益 29,286千円

3. 営業外費用の主要項目

投資有価証券売却損 161,780千円 有価証券償還損 26,776千円

4 . 特別利益の主要項目

貸倒引当金戻入額 64,666千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

# 2 . 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月22日

#### (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

#### (借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

取得価額相当額

減価償却累計額相当額4,2704,270中間期末残高相当額328328

(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

#### 2 . 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内328千円1 年 超- 千円合 計328千円

(注)未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料657千円減価償却費相当額657千円

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

#### 1.時価のある有価証券

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)その他有価証券 株 式	55,101	73,537	18,435
そ の 他 証券投資信託の受益証券	6,900,314	6,310,414	589,899
計	6,955,416	6,383,952	571,464

#### 2. 時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1)その他有価証券 非上場株式 外貨建資産担保債券 MMF・FFF・中期国債ファンド	1,172,137 1,855,002 22,256,096
計	25,283,235
(2)子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

### (デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

### 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

#### (1) 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。

#### (2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (3) 取引の利用目的

当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動 リスクを軽減する目的で利用しております。

なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で ヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

#### (4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

#### (5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。

なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

#### 2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

计免物小纸纸	取引の種類	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在)		
対象物の種類   		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引	320,616	4,055	4,055

#### (注)1.時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引

き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

#### (1株当たり情報)

当中間会計期間
(自平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)

1株当たり純資産額 13,631.17円

1株当たり中間純利益金額 1,084.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	2,828,822
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,828,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事 実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を 及ぼすことが予想される事実はありません。

# 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1) 受託会社

名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 11,000百万円 (平成22年3月末日現在)

#### 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

# (2) 販売会社

	資本金の額 単位:百万円 (平成22年 3月末日現在) 100,000	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	255,700	
安藤証券株式会社	2,280	
今村証券株式会社	500	
エース証券株式会社	8,831	
SMBCフレンド証券株式会社	27,270	
株式会社SBI証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
オリエント証券株式会社	838	
金十証券株式会社	1,045	
共和証券株式会社	500	
極東証券株式会社	5,251	
黒川木徳証券株式会社	2,065	
コスモ証券株式会社	13,500	
寿証券株式会社	305	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社証券ジャパン	3,000	
大熊本証券株式会社	343	
立花証券株式会社	6,695	
中央証券株式会社	4,374	金融商品取引法に
東海東京証券株式会社	6,000	定める第一種金融商品
堂島関東証券株式会社	1,433	取引業を営んでいます。
中原証券株式会社	506	
奈良証券株式会社	117	
新潟証券株式会社	600	
西村証券株式会社	500	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	

	1	有価証券届出書(内国 1
八十二証券株式会社	800	
浜銀TT証券株式会社	3,307	
日の出証券株式会社	4,650	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸三証券株式会社	10,000	
三木証券株式会社	500	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	( 1)3,000	
むさし証券株式会社	( 2)5,000	
八幡証券株式会社	1,260	
山形證券株式会社	100	
豊証券株式会社	2,540	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社愛知銀行	18,000	
株式会社あおぞら銀行	419,781	
株式会社青森銀行	19,562	
株式会社大分銀行	19,598	銀行法に
株式会社大垣共立銀行	36,166	基づき銀行業を
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
株式会社岐阜銀行	20,821	
岐阜信用金庫	21,904	(注1)
株式会社京都銀行	42,103	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東京スター銀行	21,000	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社富山第一銀行	8,000	銀行法に
株式会社西日本シティ銀行	85,745	基づき銀行業を
株式会社福井銀行	17,965	  営んでいます。
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社北陸銀行	149,409	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
株式会社山形銀行	12,008	
労働金庫連合会	120,000	(注2)
<u> </u>	1	<u> </u>

- (1)資本金の額は、平成22年5月1日現在のものです。
- (2)資本金の額は、平成22年5月6日現在のものです。
- (注1)信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注2)労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

#### 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3 【資本関係】

委託会社は、安藤証券株式会社の株式を40,000株所有しています。

委託会社は、岡地証券株式会社の株式を240,000株所有しています。

委託会社は、共和証券株式会社の株式を230,000株所有しています。

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しています。

委託会社は、奈良証券株式会社の株式を250,000株所有しています。

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しています。

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を207,750株所有しています。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

#### < 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額:51,000百万円(平成22年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき

信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受

託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の

すべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年10月9日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信(8月号)の平成20年8月20日から平成21年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信(8月号)の平成21年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

次へ

<sup>(</sup>注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年4月9日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信(8月号)の平成21年8月20日から平成22年2月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、公社債投信(8月号)の平成22年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了す る中間計算期間(平成21年8月20日から平成22年2月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(当期)へ

<sup>(</sup>注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注2) 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 堀内 巧 印

指定社員 業務執行社員 小澤陽 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(当期中間)へ

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社

員&nbsp 公認会計士 堀内 巧 印

業務執行社員

指 定 社

員&nbsp 公認会計士 小澤陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了 する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

### 独立監査人の監査報告書

平成20年10月3日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信(8月号)の平成19年8月21日から平成20年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信(8月号)の平成20年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

次へ

<sup>(</sup>注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年4月3日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信(8月号)の平成20年8月20日から平成21年2月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、公社債投信(8月号)の平成21年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了す る中間計算期間(平成20年8月20日から平成21年2月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(前期)へ

<sup>(</sup>注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<sup>(</sup>注2) 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社

員&nbsp 公認会計士

堀内 巧 印

業務執行社員

指定社

員&nbsp 公認会計士

小澤 陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。